



議案第六十六号

三朝町総合運動施設新設工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十五年七月二十九日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾五年七月廿九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

一 工 事 名 三朝町総合運動施設新設工事

二 工 事 場 所 東伯郡三朝町大字本泉地内

三 契約の相手方 鳥取県東伯郡赤碓町大字赤碓七二七番地

井木、奥アソツカ建設共同企業体

代表者 株式会社井木組

代表取締役 井 木 久 博

四 契 約 金 額 六、一〇〇、〇〇〇 円

五 工事完成期限 昭和五十六年一月二十五日

六 契約締結の方法 指名競争入札